

## 日本教育社会学会倫理規程の性格と作成方針について

本倫理規程の性格と位置づけについて、倫理 WG では下記のように整理し、平成 30 学会年度第 3 回理事会および平成 30 学会年度総会で片岡事務局長より説明がなされました。

---

### (1) 倫理規程の性格

- a. 国内学会、海外の学会の倫理規程、倫理コード、倫理綱領を多数(リストは下記)参照し、倫理コードとは何であるかについての標準的な指針を、規程として条文化することを目指した。これにより国際的にも標準的な倫理コードをもつ学会であることを示すことができる。
- b. 研究倫理宣言の趣旨を、ある程度具体化して倫理規程として示すことで、本学会やその会員が守るべき規範、倫理コードが何であるかを示すものが倫理規程である。それゆえ、別表に示すように、研究倫理宣言と倫理規程との対応関係をつけている。  
倫理規程は、研究倫理宣言の趣旨を実現するための内容(指針)をもち、研究倫理宣言と内容に齟齬があってはならないと考える。
- c. 国際的な水準での倫理コードを作成した。  
特定の内容を省略することは、研究倫理宣言の趣旨から外れるだけではなく、その内容を学会が倫理問題ではないとみなす姿勢を示すことになり、特殊な倫理規範をもつ学会とみなされる危険がある。倫理コードの内容を、国際的標準的なレベルでとらえることで、守るべき倫理の指針として、ある程度網羅的に示す必要がある。学会の国際化にともない、その必要性は高まるだろう。

### (2) 倫理規程と運用方法(およびその規定)の分離

倫理規程と、規程の運用方法とは別次元の問題として分けて考える必要がある。倫理に関する学会の実務的な対応は、時代や学会の実情に合わせて、変化していくものと捉えている。それゆえ、倫理規程で示されたすべての倫理コードについて、学会が解決・対応することを約束するものではない。実際に解決できない問題が多いことも事実である。現実的に対処できる内容に対しては、その都度、可能な範囲での最善をつくすというスタンスである。

- (3) 上記に関連して、申立ての方法や申立て者の要件については、今後の検討課題である。

(4) 運用面での問題

- ・ 倫理委員会(仮)の設置とその内容の検討を重ねる中で、本学会が倫理問題にどのように対応できるかを明確化する予定である。

(5) 参照した他学会の倫理コード、倫理規程等

- ・ 倫理規程案の作成にあたり、文系の諸学会の倫理規程を参考にするのみでなく、理系学会の倫理規程、また海外の倫理規定(特にアメリカ)をも参考にすべきではないかと考え、各委員が資料を持ち寄って内容を検討した。アメリカは特に細かく倫理規程があり、研究者はみなその規程にすべて同意したうえで研究活動をしているからである。

- ・ 検討の際に参照した学会等の資料は、以下の通りである。

日本社会学会、日本高等教育学会、日本文化人類学会、日本人類学会、日本民俗学会、日本子ども社会学会、日本教育学会、日本教師教育学会、日本心理学会、医学雑誌編集者国際委員会、社会福祉学会、日本哲学会、日本化学会、ジェンダー法学会、クィア領域のガイドライン試案、American Sociological Association (ASA), American Educational Research Association (AERA), National Women's Studies Association (NWSA), World Council of Comparative Education Societies (WCCES)